

裁判例から考える薬剤師の疑義照会の意義－ 4 － 長期投薬と薬剤師による検査実施勧告－

○海老澤 哲¹, 秋本 義雄², 喜来 望³, 鈴木 順子³, 鈴木 政雄⁴, 福島 紀子⁵, 宮本 法子⁶(¹医学アカデミー, ²東邦大薬, ³北里大薬, ⁴いわき明星大薬, ⁵慶應大薬, ⁶東京薬大薬)

【はじめに】このような副作用は主に重篤なものや不可逆的な障害を残すのであるため、添付文書にも検査の種類や検査を受けるべき投与期間が記載されている医薬品がある。患者から検査が実施されていない旨の情報を得た場合の薬剤師の疑義照会としての対応について、二つの医療過誤裁判を基に考察する。

【事件の概要と裁判所の判断】1 医師によりリンデロンA液を30日以上投与され、患者が難聴になった。その間、医師は聴覚検査を行ったと主張したものの、カルテにはそれらに関する記載がなかった。医師が添付文書記載の定期的検査を実施しなかったと判断し、これを過失と認めた。(福岡地裁平成15年4月22日判決、判例時報1837号、87頁)

2：病院でアレルギー性紫斑病と紫斑病性腎炎の治療のため、ワーファリン等の投与を受けていた患者Eが脳内出血を起こし死亡した。患者のPT活性値等の検査値に異常があったものの薬剤は中止されなかった。裁判所は脳内出血がワーファリン等の継続投与により発症したものと認めであるとして、医師の過失を認めた。(京都地裁平成15年10月21日判決、判例時報1856号、132頁)

【得られた教訓】検査により患者の危険を回避できる薬剤の使用に際しては、検査の実施は必須であり、これが実施されていない場合は過失と判断される。

【薬剤師への当てはめ】副作用防止や治療効果の確保のため検査が必要とされる処方せん受付時や患者の再来局時に検査が未実施であるという情報を得た場合、治療効果を確実と患者の安全を確保のため、薬物治療上の疑義として定期的検査の必要性を処方せん交付医に説明し、検査実施を求めことが調剤に関わる薬剤師の責務であると考えられる。